

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 政党等寄付金特別控除

Q：個人が政治献金をした場合、所得税の計算上何か控除があるのでしょうか。

A：政党や政治資金団体に対する寄付金を支出した場合には、寄付金控除の規定があります。また、平成7年から税額控除が設けられ、所得控除との選択控除が認められます。

【解説】

(1) 寄付金控除

特定寄付金を支出したときは、次の金額を所得から差し引くことができます。

$A - 10,000円 = \text{寄付金控除額}$

A = 特定寄付金の額と「総所得金額等の合計額の25%」とのいずれか少ない方の金額

(2) 政党等寄付金特別控除

平成7年1月1日から平成11年12月31日までの間に政治活動に関する特定寄付金を支出した場合には、選択により(1)に代えて次の算式で計算した金額を所得税の額から控除できます。

$(\text{寄付金の額} - 1万円) \times 30\% = \text{控除額}$
(所得税額の25%を限度)

(3) 注意点

(1)又は(2)の適用を受けるためには、自治大臣又は選挙管理委員会等の確認印のある「寄付金(税額)控除のための書類」を確定申告書に添付する必要があります。

(4) どちらが得か

(1)(2)のどちらを選択適用するのが得かは、実際に計算して比較しなければわかりませんが、(1)を適用する方が得なケースが多いようです。

